

広島県訓令第三号

本 庁  
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令及び広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令及び広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

(特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部改正)

第一条 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉局子ども家庭課、社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課の項を次のように改める。

健康福祉局子ども家庭課、働く女性応援プロジェクト・チーム、社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課	健康福祉局地域福祉課における社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務
---	---

(広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部改正)

第二条 広島県副知事の担任事務等に関する規程(平成十九年広島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号口中「分権改革課」を「地方分権推進課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。